

かかりつけ医機能報告制度について

1 かかりつけ医機能報告制度の目的

- かかりつけ医機能報告は、地域において必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることを目指すものである。
- その上で、一部の医療機関を優良なものとして認定したり、患者の受療行動に制限を加えるといったものではなく、国民・患者がそのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保することを目的とする。
- 複数の慢性疾患や医療・介護の複合ニーズ等を抱える高齢者が増加する一方、医療従事者確保の制約が大きくなる中で、多くの医療機関が参画して、地域で必要なかかりつけ医機能を確保することが重要であり、各医療機関からの報告を受けて、地域の協議の場において地域の医療関係者等が協議を行い、地域で不足する機能を確保する方策を検討・実施していくことが特に重要である。

2 かかりつけ医機能報告制度の概要

- ①慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、各医療機関から都道府県知事に報告する。
- ②都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との「協議の場」に報告するとともに、公表する。
- ③都道府県知事は、「協議の場」で、地域で必要なかかりつけ医機能を確保するための具体的方策を検討・公表する。

3 報告対象医療機関

○かかりつけ医機能報告を行う対象医療機関は、以下を除く病院及び診療所

- 一 特定機能病院
- 二 歯科医業のみを行う病院または診療所
- 三 刑事施設、少年院もしくは少年鑑別所または入国者収容所もしくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院または診療所
- 四 皇室用財産である病院または診療所

(根拠法令：医療法施行規則第 30 条の 33 の 15 第 1 項)

4 報告内容

- かかりつけ医機能報告制度において報告をもとめる「かかりつけ医機能」とは、慢性疾患を有する高齢者等の継続的な医療を要するものを地域で支えるために確保すべき機能であり、「1号機能」と「2号機能」で構成される。具体的には以下の通り。

〈1号機能〉

- 1号機能を有する医療機関であるかは、(★)が付記されている報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが要件となる。

具体的な機能

- 継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機能

報告事項

- 具体的な機能」を有すること及び「報告事項（※下記の「その他の報告事項」は除く）」について院内掲示による公表をしていること（※1）(★)
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無
- ※今後、かかりつけ医機能に関する研修の要件を設定し、該当する研修が厚生労働省から示される予定。
- 17の診療領域（※2）ごとの一次診療の対応可能な有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（★）
- 一次診療を行うことができる疾患（※3）
- 医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）(★)

（※1）院内掲示様式（例）については、ガイドラインの別冊で示しているため適宜活用されたい。また、G-MISにおいても報告内容が記載された院内掲示用の様式を出力できるようシステム開発を行うこととしている。

（※2）17の診療領域

皮膚・形成外科領域、神経・脳血管領域、精神科・神経科領域、眼領域、耳鼻咽喉領域、呼吸器領域、消化器系領域、肝・胆道・膵臓領域、循環器系領域、腎・泌尿器系領域、産科領域、婦人科領域、乳腺領域、内分泌・代謝・栄養領域、血液・免疫系領域、筋・骨格系及び外傷領域、小児領域のこと。

（※3）一次診療を行うことができる疾患

患者調査による推計外来患者数が多い傷病を基に検討して設定された疾患のこと。

その他の報告事項

- 医師数、外来の看護師数、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師数
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者数、総合診療専門医数
- 全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無
- 全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況

〈2号機能〉

- 1号機能を有する医療機関は、2号機能に係る報告を行う。
- 2号機能を有するかどうかについては2号機能に係る各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが要件である。

具体的な機能①

- 通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能

報告事項

- 自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況（在宅当番医制・休日夜間急患センター等に参加、自院の連絡先を渡して随時対応、自院での一定の対応に加えて他医療機関と連携して随時対応等）、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
- 自院における時間外対応加算Ⅰ～Ⅳの届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況

具体的な機能②

- 在宅患者の後方支援病床を確保し、地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスⅠⅡに参加し、入退院時に情報共有・共同指導を行う機能

報告事項

- 自院又は連携による后方支援病床の確保状況、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
- 自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況
- 自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況
- 自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況
- 特定機能病院・地域医療支援病院ⅠⅡ・紹介受診重点医療機関ⅠⅡから紹介状により紹介を受けた外来患者数

具体的な機能③

- 在宅医療を提供する機能

報告事項

- 自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況（自院で日中のみ、自院で24時間対応、自院での一定の対応に加えて連携して24時間対応等）、連携して確保する場合は医療機関の名称
- 自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況
- 自院における訪問看護指示料の算定状況
- 自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況

具体的な機能④

- 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する機能

報告事項

- 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況（主治医意見書の作成、地域ケア会議・サービス担当者会議等への参加、介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会設定等）
- 介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況
- 介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている病院の名称）
- 地域の医療・介護情報共有システムの参加・活用状況

○ACP（人生会議）の実施状況

その他の報告事項

○健診、予防接種、地域活動（学校医、産業医、警察業務等）、学生・研修医・リカレント教育等の教育活動 等

○1号機能及び2号機能の報告で「当該機能有り」と現時点でならない場合は、今後担う意向の有無

〈報告に係る留意事項〉

○1号機能を有する医療機関は、2号機能に係る報告を行う。

○各報告事項については、原則として、毎年1月1日時点の体制や状況について報告を行うこととするが、実績に関する報告事項については直近1年分（前年1月1日から12月31日）が報告対象となる。ただし、診療報酬に関する報告事項については、NDBデータ16からG-MISへの自動取込を行うため、前年度4月から3月までの1年度分の実績(合計値)が報告対象となることに留意すること。（前年度4月から3月診療分の電子レセプトによる診療報酬請求がある医療機関では、厚生労働省において必要な項目の集計を行い、集計結果があらかじめ反映（プレプリント）される。医療機関において、集計内容について確認の上、必要に応じて修正を行うこと。）

○報告基準日である1月1日時点において休院している医療機関はかかりつけ医機能報告対象病院等から除外されるが、再開した時点からかかりつけ医機能報告対象病院等となる。また、報告期間中に廃院した医療機関についてはかかりつけ医機能報告対象病院等から除外して差し支えない。さらに、報告期間中に新規開設された医療機関については次年度からかかりつけ医機能報告対象病院等として取り扱うこと。

※なお、かかりつけ医機能報告の具体的な運用や各報告事項の詳細については、今後、厚生労働省から「かかりつけ医機能報告マニュアル（仮称）」が発出される予定のため、発出され次第改めてご連絡いたします。

5 報告方法

○かかりつけ医機能報告の報告は、医療機能情報提供制度に基づく報告と同時期に、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）又は紙調査票により行うものとする。

※原則としてG-MISによる報告が望ましいが、紙報告でも可とするので、紙報告を希望される場合は医療政策課 医事・医療相談班までご連絡ください

6 今後の予定

○令和7年11月：報告対象の医療機関へ報告依頼

※今年度は医療機能情報提供制度に係る定期報告と併せて、文書にて依頼予定です。

○令和8年1～3月：医療機関からの報告期間

※修正等のため、2月末を報告期限とする予定です。詳しくは報告依頼の際にご案内します。

○令和8年4月：医療機関からの報告を集計・分析し、公表（公表のやり方については検討中）